

# 小山工業高等専門学校における規則等の制定改廃に関する規則

制 定 平成 26 年 10 月 8 日

最終改正 令和 2 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則等の種類，制定改廃  
手続及び形式等については，この規則の定めるところによる。

(種類)

第 2 条 規則等の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学則
- 二 規則
- 三 規程
- 四 細則
- 五 内規
- 六 要項（要領）

2 前項に定めるもののほか，必要に応じて次の各号に掲げる基準等を定めることができる  
ものとする。

- 一 基準
- 二 その他校長又は事務部長が必要と認めたもの

(用語の定義)

第 3 条 この規則において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 「学則」とは，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 4 条に規定する  
事項及び学生の修学上必要な事項について，定めるものをいう。
- 二 「規則」とは，法令，基本規則及び学則に基づき本学の教育研究及び管理運営に関す  
る重要事項について，定めるものをいう。
- 三 「規程」とは，法令及び各種通知等に基づく事項又は所掌事務を遂行するために必要  
な事項について，定めるものをいう。
- 四 「細則」とは，学則，規則又は規程を実施するため，必要な事項について定めるもの  
をいう。
- 五 「内規」とは，規則又は細則を実施するため，内部的な規律及び事務執行上の手続等  
について定めるものをいう。
- 六 「要項（要領）」とは，規則及び細則に準ずるもので，事務的な取扱方法及び実施手  
順について定めるものをいう。
- 七 「基準」とは，特定の事項に対して判断をする際の指針として定めるものをいう。

(形式)

第 4 条 規則等の形式は，法令の形式に準ずるものとする。

(名称)

第 5 条 本校の学則その他規則等の名称には，原則として「小山工業高等専門学校」を付す  
ものとする。

(制定改廃の手續)

第6条 規則等の制定改廃の手續は、次の各号によるものとする。

- 一 規則等の制定等をする必要が生じたときは、当該規則等に係る事務を所管する課（以下「所管課」という。）において、当該制定等事項に係りのある部署と十分協議し、意見調整の上、原案を作成するものとする。
- 二 第2条第1項に定める規則等は、運営会議の議を経て校長が定める。ただし、法令等の改正に伴うもの、所掌事務を遂行するために必要なもの及びその他軽微なものに関しては、運営会議への付議を省略することができる。
- 三 第2条第2項に定める規則等は、校長又は事務部長が定める。
- 四 所管課は、規則等の案、新旧対照表及び参考資料を添えて、制定等手續を総務課へ依頼するものとする。ただし、第2条第2項に定める規則等の制定等手續は所管課が行う。

(制定)

第7条 制定日は、原則として第6条第1項第二号において規定する会議で承認された日とする。

2 前項によらない規則等の制定日は、校長もしくは事務部長の決裁を受けた日とする。

(周知)

第8条 第2条第1項に定める規則等を制定又は改廃したときは、本校ホームページ等に掲載し、本校内に周知するものとする。

(事務)

第9条 規則等の制定改廃に関する事務は、総務課が行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月8日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に定められた規則等は、この規則に基づく手續により定められたものとみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。